

運用指針

第2条①ーイ

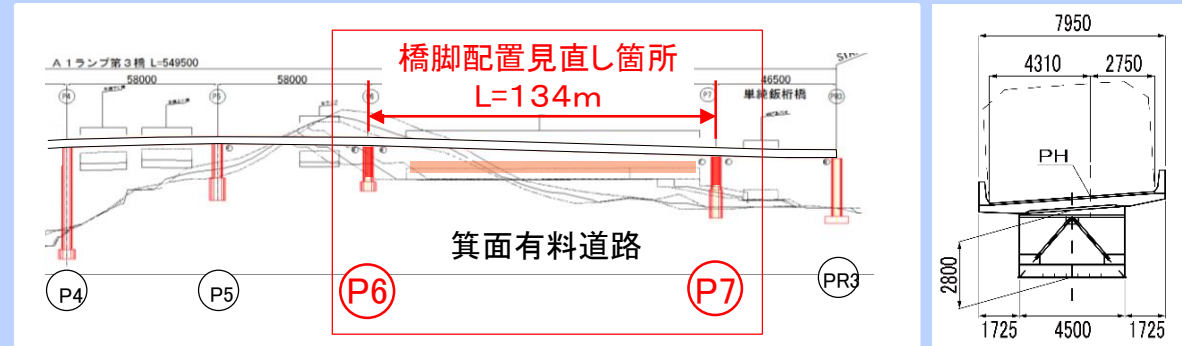
地権者、関係機関などへの提案及び協議

橋脚配置の変更

(新名神高速道路 ^{タカツキ}高槻JCT～^{ミノオ}箕面IC)

当初計画

- ・ 新名神高速道路 箕面ICは、箕面有料道路（以下、有料道路という）と交差、接続する計画
- ・ 有料道路の中央分離帯に**橋脚を設置しない**
橋梁形式で計画

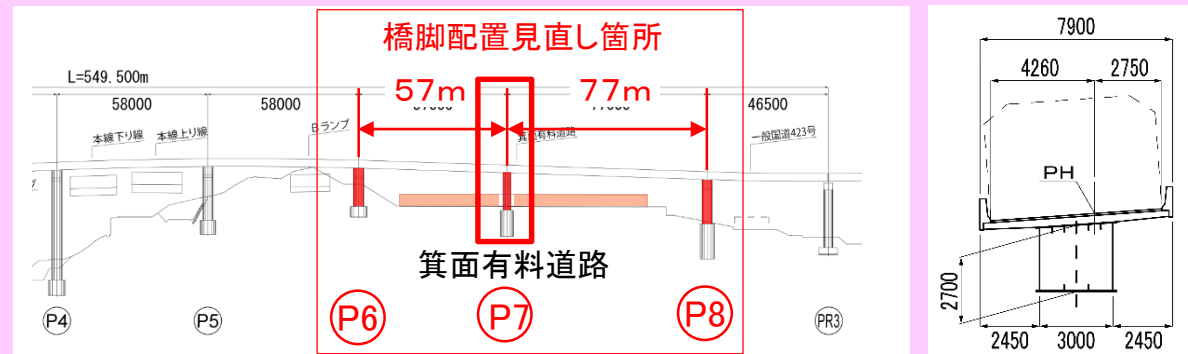


箕面有料道路

新名神高速道路 箕面ICと接続して大阪都心部と全国を結ぶ広域ネットワークを形成する延長6.8kmの道路であり、大阪府道路公社と大阪府の合併施行で事業を行い、平成19年5月30日に供用を開始

経営努力による変更

- ・ 橋脚配置を変更するため、有料道路と新名神の**ランプ接続位置の見直しを検討**
- ・ 関係機関と協議を実施し、橋脚配置の変更について了解を得る



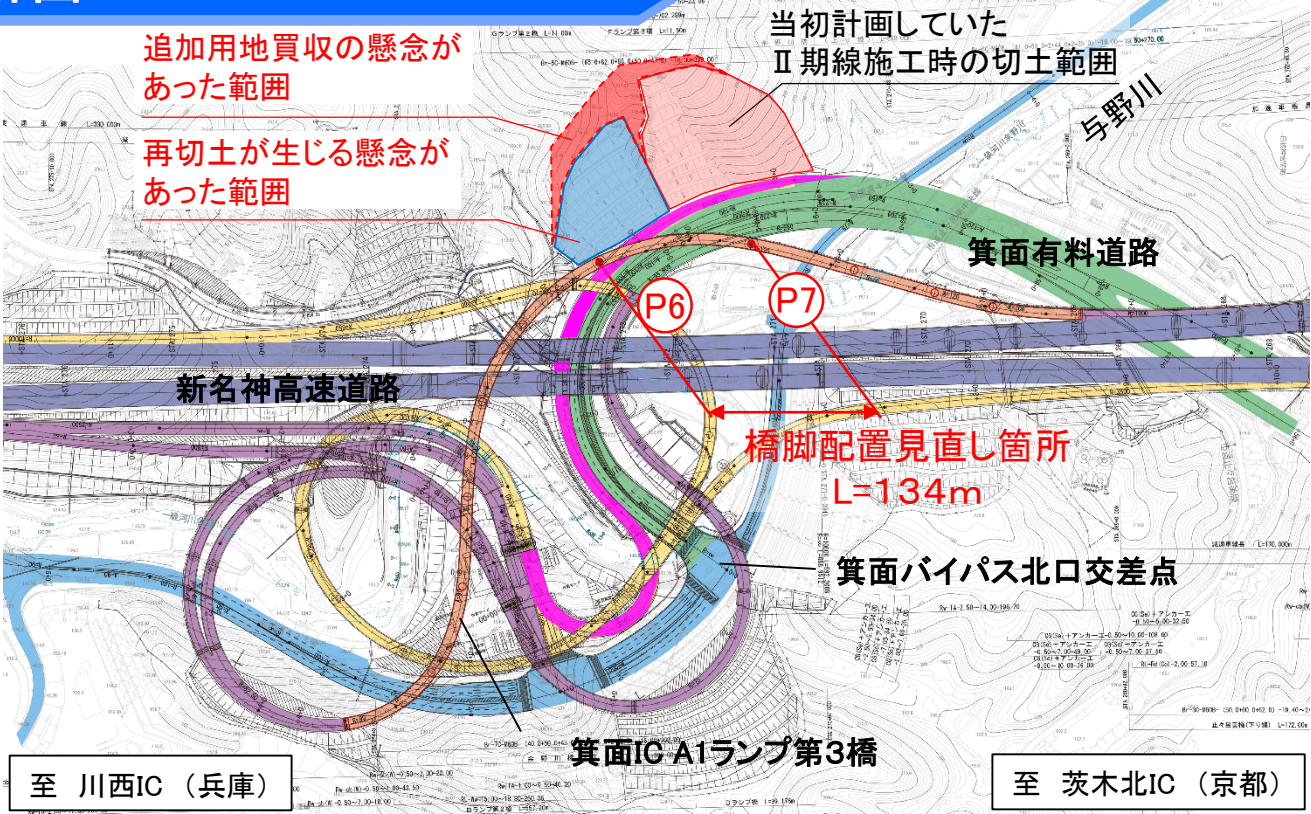
新名神高速道路 高槻JCT～箕面ICの路線概要



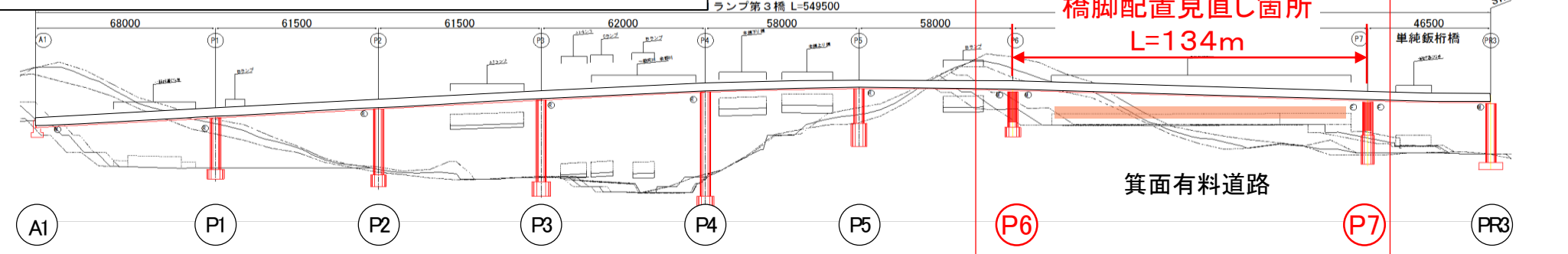
- ・新名神高速道路は、愛知県名古屋市を起点とし三重、滋賀、京都、大阪の各府県を結び兵庫県神戸市に至る延長約174kmの高速道路
- ・高槻第一JCT～神戸JCT間は、名神高速道路と中国自動車道及び山陽自動車道と接続し広域交通を処理、特に名神高速道路及び中国自動車道との適切な交通機能分担を確保することで、名神高速道路等の混雑を解消し、お客さまサービスの向上を図る。また災害や事故等の緊急時や大規模な補修工事による交通規制時には、名神高速道路等と相互に代替機能を発揮して的確に交通処理を行う

箕面IC A1ランプ第3橋の当初計画

- ・箕面IC A1ランプ第3橋は、新名神(京都方面)へ流入するランプの橋梁であり、**本線及び有料道路上を横過**する計画
- ・有料道路の中央分離帯にA1ランプ第3橋の橋脚を配置することを道路管理者に協議したが、有料道路の**暫定運用時の線形が厳しくなること**、Ⅱ期線施工時に**切土範囲及び用地買収範囲の追加**が生じることを懸念される
- ・**有料道路の中央分離帯に橋脚を配置しない**径間長134mの橋梁で計画

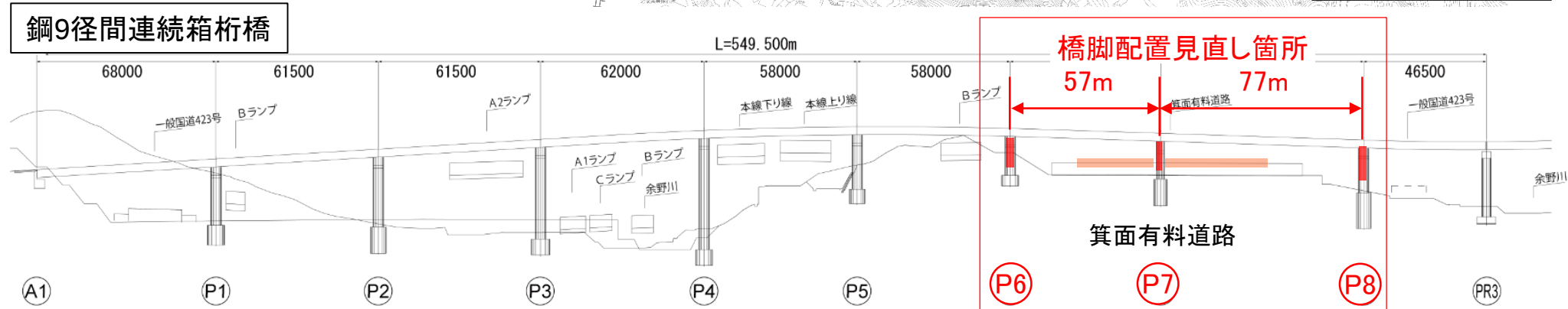
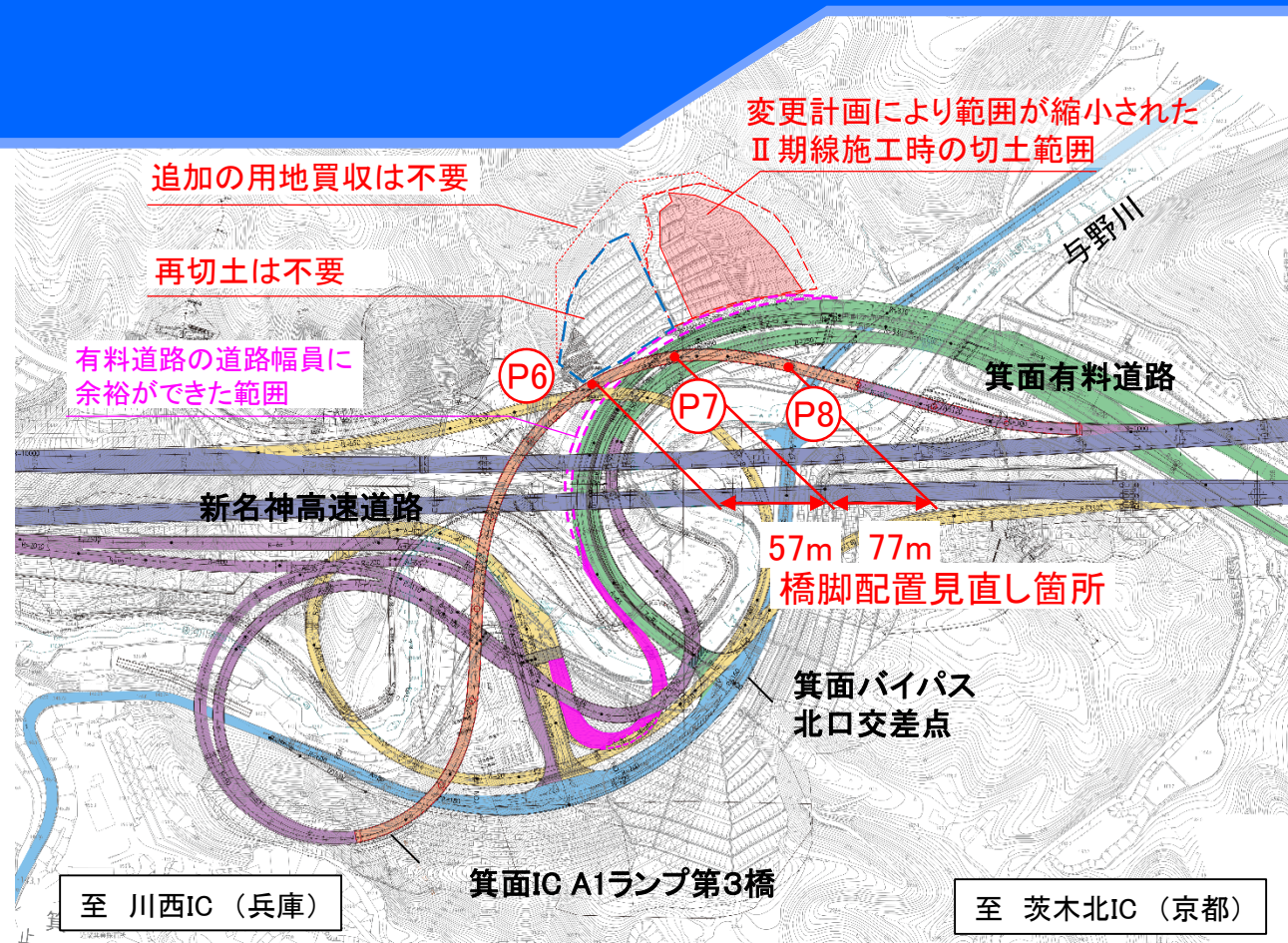


鋼6径間連続箱桁橋＋単純鋼床版箱桁橋＋単純鈑桁橋



橋脚配置変更の検討

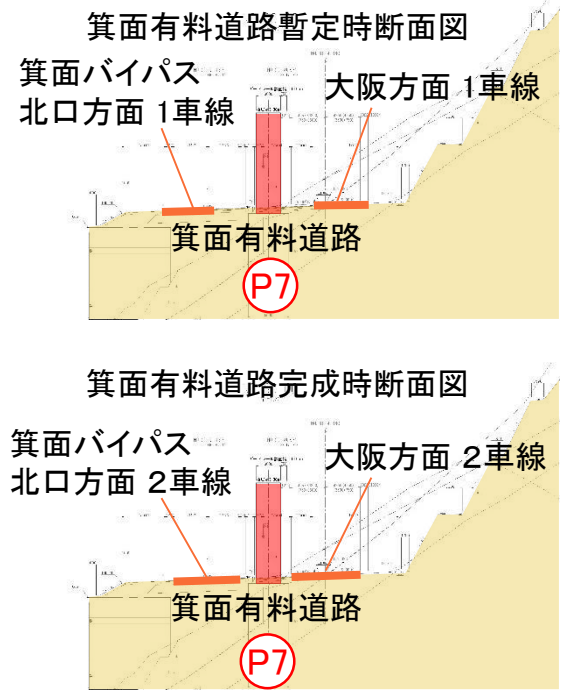
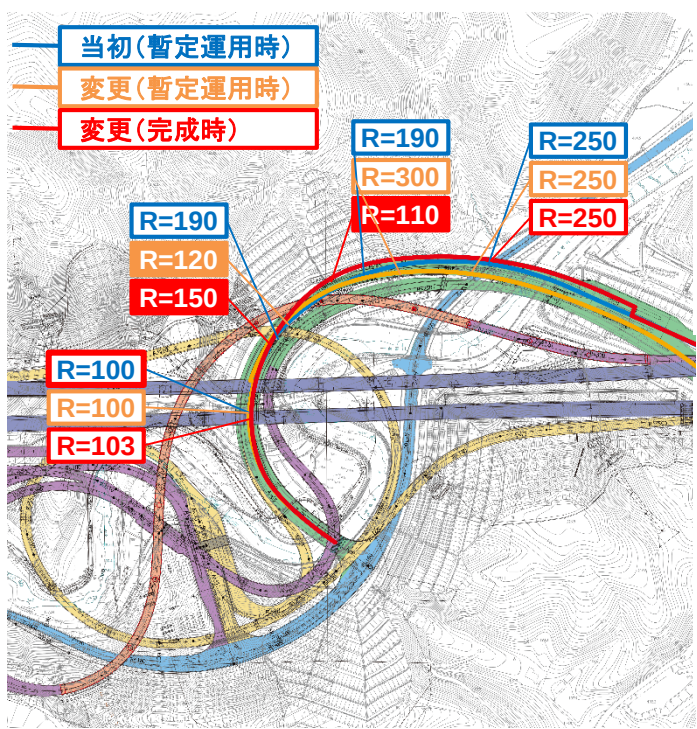
- ・コスト縮減を図るため、**均一な橋梁形式に見直す**ことに着目
- ・有料道路と新名神を接続する**ランプの接続位置を変更**することで、有料道路の**道路幅員に余裕ができる**ことに着目
- ・有料道路の線形を見直し、Ⅱ期線施工時に切土範囲及び用地買収範囲の追加が生じない橋脚配置の変更計画を立案
- ・道路管理者と協議を実施



協議に対する取組み

関係機関との協議を実施(8回)

- ・有料道路の線形を見直し、有料道路のⅡ期線施工時の切土範囲及び用地買収範囲の追加が生じないことを説明
- ・有料道路の**完成形を考慮した橋脚配置**を提示
- ・**供用範囲への影響が少ない車線切替による施工方法**を提示し、丁寧に説明
- ・橋脚配置の変更について、了解を得る



【協議経緯】

年月	経緯(協議・現場作業等)	協定・設計
平成18年 3月	当初計画	協定締結(会社・機構)
平成20年12月～平成23年12月	道路管理者との協議	道路詳細設計・橋梁基本設計・橋梁下部工詳細設計(橋脚設置検討)
平成24年 3月	設計協議確認書締結	

経営努力要件適合性について

関係機関と協議し同意を得て、橋脚配置を変更したことは、
会社の主体的な提案及び協議によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請された会社の経営努力》

関係機関と協議し、橋脚配置を変更したことにより施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議